

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年11月9日 政策調整会議
開 催 日 時	平成27年11月9日（月） 午前9時20分～午前11時15分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長（担当課1）</p> <p>宇野学校給食課長、矢澤同課課長補佐（担当課2）</p> <p>渡邊産業振興課長、北林同課課長補佐（担当課3）</p> <p>障害福祉課長、大高同課課長補佐、赤澤同課障害福祉係長（事務局）</p> <p>佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係山崎主事</p>
会 議 内 容	<p>1 朝霞市における学校給食費の見直しについて</p> <p>2 朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例</p> <p>3 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市における学校給食費の見直しについて（答申） ・学校給食費の改定について ・埼玉県内62市町村の給食費の状況（平成27年7月現在） ・食材費上昇の具体的な影響 ・学校給食費の見直しを検討しています ・給食費見直し（意見募集結果） ・朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例概要 ・朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例 ・朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則概要 ・朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則 ・朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の概要 ・朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 ペ ー ジ</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞市における学校給食費の見直しについて

【説明】

（担当課 1：宇野学校給食課長）

朝霞市学校給食運営審議会から答申がなされました「朝霞市における学校給食費の見直しについて」の説明をする。

本市の学校給食費は平成13年4月に小学校月額3,800円、中学校月額4,300円に改定して以降、その額を据え置き、この間は栄養士による献立の工夫や食材の一括購入のスケールメリットを生かすなどして、14年余り値上げをせずに運営してきた。

しかし、給食の基本物資であるパン、麺、牛乳の値上がりにより、おかずである副食費は減額せざるを得ず、かつ近年の諸物価の上昇や消費税率の引き上げなどにより副食費自体も大幅に上昇しており、国が示す「学校給食実施基準」を確保し、献立の多様性や質、栄養価を維持していくことが、これ以上は困難な状況になっている。

このような状況を踏まえ、教育委員会としては、このまま給食費を値上げせず、据え置きを継続することは、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供に支障をきたすものと考え、平成27年7月23日、「朝霞市学校給食運営審議会」に学校給食費の見直しについて諮問した。

審議経過については、本年7月29日、9月17日、10月23日に審議会を開催し、本日の配布資料を基に、本年10月に実施した、給食費見直しについての意見募集の結果も参考にしながら慎重に審議をいただいた結果、現行の給食費を改定することが妥当との結論が示され、先月10月27日、鈴木教育委員会委員長に答申がなされた。

主な答申内容は、1点目の給食費の改定期期については、平成28年4月1日からとすること。2点目は、給食費の改定額については、小学校は現行月額3,800円を4,200円に、中学校は現行月額4,300円を4,800円に改定すること。3点目は、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げについては、保護者の経済的負担などを考慮し、献立内容等を工夫することで対応すること。となっております。

この結果については、今月11月4日の教育委員会臨時会で報告し、答申で示されたとおり学校給食費を改定することが妥当であるとされた。

なお、今回の答申で示された改定額については、資料1「学校給食費の改定について」の6頁上段に記述してあり、基本物資及び副食物資の上昇額を考慮し、学校給食課において試算した改定額と一致している。

教育委員会としては、本市における児童生徒数は、10,000人を超え、その保護

者約7, 500世帯であり、学校給食費の改定は多くの市民に影響があること、また、本市の学校給食費関連予算は、市の歳入歳出予算として管理する公会計方式としていること、さらに就学援助費や生活保護費関連予算にも関連することから、本日の政策調整会議を経て庁議に付し、市としての決定事項としたい。

なお、学校給食費は、規則に定めており、庁議決定後、今回の改定に伴う学校給食費徴収規則の一部改正について11月の教育委員会定例会に議案を提出する。

市議会への対応については、規則改正後、速やかに市議会議員に資料提供する。

また、保護者への周知については、市議会議員に資料配付後、市ホームページに掲載するとともに、在校生保護者への通知や新入生保護者への通知に加え、学校給食だよりや毎月配付する給食献立表、広報あさか、を活用し、適切な周知に努める。

以上が教育委員会で実施した学校給食費の見直しについての概要である。

【意見等】

(佐藤水道部長)

この値上げにより、以前、提供出来なくなったゼリーなどの提供が可能となるのか。

(担当課1：矢澤学校給食課長補佐)

資料3の「食材費上昇の具体的な影響」にあるように、以前と比べてデザートや加工パンなどの提供回数が減少や、提供出来なくなるなどの影響が出ている。今回、給食費を値上げすることで、これらの提供可能になると考えている。

(田中会計管理者)

「朝霞市における学校給食費の見直しについて(答申)」の3頁の「4 給食費改定による効果の一例」の①の文末に「代わりご飯、及び特別加工パンの提供回数が増加する」とあるが、2頁の単価表を見ると、現状も改定後も主食費の金額が変わらないので、一概に増加するとは言えないのではないかと。

もう1点は、消費税が10%になっても給食費は据え置くと言っていたが、明言しないほうが良いのではないかと。

(担当課：宇野学校給食課長)

まず1点目、現状と改定後の主食の単価については、今回の改定は、あくまで現在の価格で積算を行っている。平成28年については、米価は年々下落傾向にあるため、そういった点での主食費は下落すると思われる。しかし、パンの価格については増加傾向にあり、牛乳費についての増減は見込めないが、主食費や牛乳費に増額があった場合は、副食費分を減額して対応していく。

消費税率が増加しても給食費は据え置くとしているところですが、これはあくまで前提であり、実際はまだ軽減税率等の国の措置も確定していないし、2年連続で値上げをするのは保護者などにも負担があるため、今後の動向等を見極めながら最終的に判断する。ただ、今まで14年間やりくりしてきたノウハウもあるため、それを活かしてメニューなどを工夫し、

値上げを行わずに対応していきたいと考えている。

(神田市長公室長)

表現方法をもう少し検討し、値上げをしないと解釈されないような表現にする必要がある。

(木村議会事務局長)

規則改正後に議員への資料提供を実施することだが、概ねいつごろを想定しているのか。また、学校給食費の未納が問題になっているが、給食費の値上げによる未納の増加等について検討はしたのか。

(担当課1：宇野学校給食課長)

市議会への資料提供については、規則改正を11月19日の教育委員会の定例会で予定しているので、その翌日に資料提供をしたいと考えている。

未納の問題については、保護者の方から「未納が給食提供の厳しい状況につながっているのではないか」という意見があるが、朝霞市では公会計方式を採っているため未納が給食食材を買うのに負担になっているということはない。

未納の対策強化については、今まで夜間徴収を中心に行ってきたが、今年度からは休日徴収に切り替えている。また、児童手当からの天引きや、悪質な滞納者については、支払い督促等の手続を行い、滞納整理の強化を行っている。

なお、未納増加の懸念について検討したのかということだが、未納部分についての市の持ち出しが約100万円程度増加すると見込んでいる。

(澤田都市建設部長)

資料5「給食費見直し（意見募集結果）」を作成するにあたり、意見募集を短期間で実施しているが、この期間を設定した考え方を伺いたい。

また、同資料2頁に、「一概に言えませんが、止むを得ないという意見が大半を占めているのではないかと推察される。」とあるが、このように推察した根拠を伺いたい。

意見を提出された保護者の方などに対して、回答を公表したり、お送りしたりするのか。

(担当課1：宇野学校給食課長)

意見募集については、学校を通して配布し、保護者の方の手元に届いてから1週間強あったため、十分に意見をもらえると考えたため、この募集期間を設定した。

今回の回答率については、約7,500世帯について0.5%の回答があり、その中の8割の方々が賛成されており、また、意見内容を見ても、「諸物価の上昇を考えると給食費の増額は止むを得ない」との回答が多くあり、回答がなかった世帯も同様の考えではないのかと推察した。

(担当課1：矢澤学校給食課長補佐)

意見募集の内容を公表するのとのことだが、資料5の意見募集結果はホームページに公表する予定である。ただ、個別に回答を行うことは考えていない。

(佐藤水道部長)

意見募集結果で回答率0.5%と低調だったと書きながら、2頁上段では止むを得ないという意見が大半を占めていると推察されているという部分の表現を検討した方が良い。

(内田市民環境部長)

もう少し審議内容について、明確に方針等に示すべきである。

(担当課1：宇野学校給食課長)

学校給食審議会に諮問し、答申が戻ってきたので、教育委員会に報告したところ、答申内容のとおり改正するのは妥当であると判断がなされたので、本来であればそのまま規則改正を行えば手続的には問題ないが、今回の学校給食費の改正については、多くの市民に影響があり、また、公会計方式で市の歳入歳出予算に計上しているため、政策調整会議、庁議で審議した上で規則改正に臨みたいと考えている。

(神田市長公室長)

結論、時期、改定額について市の方針として決定して欲しいと理解しているが、審議会の答申のままでこれを決定するのかというところだが、庁議においては、その審議内容等を明確にして、場合によっては規則案の審議になっても良いのではないかと考える。

本日資料として配布されているものはあくまで審議会の資料なので、担当課として決定すべき事項をまとめて配布すべきである。

(内田監査委員事務局長)

これらの資料などは市ホームページでも公表する予定でいるのか。そうであれば、今ある資料は審議会の資料なので、これを受けて学校給食課ではどのように考えているのかを形にして、前段なり、ホームページのトップページとする必要がある。

話しは変わるが、意見内容を見ても、「未払いについては徹底した回収をお願いしたい」要するに、公平性に努めて欲しいとの意見もあった。さらには差し止めも行うべきではないかともあり、来年以降、物価の上昇等もあり、給食費を増やさず、牛乳を減らしてもいいのではないかという反対意見も出てくると思うが、今後についても市民負担を少なく、また未払いを増やさない努力をお願いしたい。

(神田市長公室長)

今後の展開に向けて、最低決定事項として、政策調整会議では金額と施行日を決定して欲しいと言う理解でよいのか。ただ、これだけの資料では全体がぼやけてしまうので、そこは是正して共有する必要があり、理由と主な経過と決定すべきものを再度検討し、再提出してもらう。

本会議の審議状況としては、教育委員会や給食審議会での審議内容については差し戻す必要がないため修正できないとし、結論とすべき時期と改定額についても了解を得たが、その内容については再度整理する必要があるため、庁議の前に各部長に再度確認し

てもらい庁議に諮ることとしてよろしいか。

(一同)

異議なし。

【結果】

- ・審議内容を明確にし、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例

【説明】

(担当課2：渡邊産業振興課長)

朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例について説明する。

本条例の制定理由については、平成27年9月に「農業委員会等に関する法律」の改正法が公布されたことにより、農業委員の任命方法について公選制及び選任制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正されたことにより、この条例を制定するものである。

なお、条例の附則にもあるとおり、朝霞市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例については、同日廃止する。

続いて条例の概要だが、新たな委員の定数については、20人としている。この定数の考え方として、新たな農業委員会の果たす役割などが現行と変わらないことを勘案したものである。また、今回の法律改正は、選任の方法の変更が主であるため、20人とした。なお、現行の委員数は21人で、委員の構成は、15人が公選制で選ばれ、市議会議員からの推薦が4人、農業協同組合から1人、農業共済組合から1人で、これらを合計した21人で委員会を構成している。

今回の改正による施行令では、本市の委員上限数は27人となり、県からも現行程度の人数が望ましいとの意見も有り20人としている。

新たな委員の構成については、「ア 農業者からの推薦」、「イ 市内の農業協同組合の組合員組織の代表者からの推薦」、こちらは、現行の委員のうち公選委員に該当する地区となる。ここで一点修正をお願いしたい。「団体の代表者」とあるが「団体」という文言を削除していただきたい。続いて「ウ 農業関係団体の代表者からの推薦」、こちらは現行の農業協同組合や農業共済組合にあたる。4つ目は、「エ 農業に識見を有する者からの募集」で、こちらは、農業者又は農業者以外で利害関係を有しないもので、かつ、中立な立場で公正な判断ができる者とされており、県からは例として、弁護士や行政書士、教師などが示されている。いずれもこの規定については法律の第9条に示されている。

施行期日については、平成28年4月1日とし、平成27年第4回の市議会定例会に上程したいと考えている。

【意見等】

(佐藤水道部長)

現在の農業委員の任期について、新しい委員が決定するまで任期を延長するとの記載が附則などがないが、3月31日までに任期が終了してしまった場合の対応はどのようなのか。

委員の構成について、現行では市議会議員が4人選出されているが、今後は、先ほど説明があった「エ」が現行の市議会議員の部分に当たるのか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

現在の委員の任期は、平成28年3月28日となっている。

今回の法改正では任期の経過措置が定められており、その任期が平成28年3月31日前の場合は同日まで延長すると示されているので、現行の委員の任期が自動的に延長されることが法律で定められている。

また、20人の委員という効力を発生させるのが平成28年4月1日としているが、任命や推薦などは施行以前に実施することが可能である旨が改正法の附則に定められている。

委員の構成については、今回からは議会からの推薦をもらう必要がなくなったので、議員枠は明文化していない。

(佐藤水道部長)

立候補しない限り、議員が委員に選出されることはないと考えていいのか。

附属機関には基本的に議員が入っているが、今回の法律改正で議員を入れる必要がない旨の規定はあるのか。

一本釣りするような委員の選定の仕方はなく、あくまで募集によって実施するのか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

そのとおりである。

現行の法律は明確に「議会からの推薦者を4人以内とする」と定められていたが、改正後はその代わりではないが、識見を有する者からの募集とされている。

委員の選定については、28日間の期間を設け募集する。県の見解では、募集人数が下回った場合は、募集に到達するまで応募期間を延ばすようにとされている。

(嶋学校教育部長)

規則の第3条の文に違和感があるがいかがか。

(担当課2：渡邊産業振興課長)

ご指摘のとおり修正する。

(澤田都市建設部長)

定数を20人とした理由が不明確であり、現行の農業委員会と役割等が同じなのであれば、定数も現行と同じ21人でもいいのではないか。そこで、1人減らした理由をもう少し具体的に伺いたい。

(担当課 2 : 渡邊産業振興課長)

担当で想定している枠数を、農業者からの推薦を15人、農協と共済組合から1人ずつで計2人、中立な立場の方を1人、農業者個人から手を挙げていただく方を2人とし、合計20人と考えている。

(島村生涯学習部長)

農業者からの推薦とあるが、自薦は可能なのか。

また、農業者以外で利害関係を有しない者とあるが、逆に有する者とはどのような方を想定しているのか。

(担当課 2 : 渡邊産業振興課長)

自薦ではなく、他の農業者から推薦していただくのが農業者からの推薦にあたる。

2点目の利害関係を有する者はどんな方を想定しているのかですが、農業者そのものが利害関係を有する者である。農業委員会の役割は農地転用の審議や遊休農地を解消するなどであり、農業者が利害関係を有する者である。そのため、識見は持っているが利害関係がない者は弁護士や行政書士などを指すのだと捉えている。

(島村生涯学習部長)

では、通常審議会等とは違い、公募して委員になるようなことはできず、自分で立候補して委員になることはできないと理解してよろしいか。

(担当課 2 : 渡邊産業振興課長)

農業者も立候補して委員になることは可能である。それが「エ」にあたる。

条例概要の「エ」の括弧書きが分かりにくいので、「農業者、農業者以外で」とあるところを「農業者又は農業者以外で」に修正していただきたい。

(内田監査事務局長)

もし、予定人数より多くの立候補者が出た場合はどのような対応をするのか。

(担当課 2 : 渡邊産業振興課長)

公開抽選で決定する方法を考えている。

(田中会計管理者)

募集だけでなく、推薦も定数を超えれば公開抽選を行うのか。推薦してもらったのに、定数を超えたので抽選です、と言うのは理解が求められない。

(担当課 2 : 渡邊産業振興課長)

調整する。

(佐藤水道部長)

委員の定数についてだが、条例概要の「イ」は15団体あるから15人となっているとの理解でいいのか。

(内田市民環境部長)

団体自体は本来19支部ある。しかし、定数の関係や農家数の多い少ないなどがあり、

調整してもらい15団体としている。

(田中会計管理者)

推薦の枠は最大値を捕らえておいて、今回の改正を機に、19支部あるなら、「イ」では19人の定数としていいのではないかと。

(藪塚健康づくり部長)

今回の改正の趣旨からすると、委員数の減については、農業者の合意があれば、合理化などの観点から削減というようにもっていけると思うが、あえて増加させる必要はないのではないかと。

(神田市長公室長)

懸念事項については、定数などの数字は独自に決定するもので、慣例だとか県から示されたからなどというような曖昧な表現は避けなくてはいけないため、今後の説明のしかたや理由付けを精査する必要がある。

また、候補者が定数を超えた場合の選任方法については、先ほど明確に示すという意見もあったが、それを制度化しなくてはいけないという理由も現段階では見当たらないのと、市長が議会の同意を得て任命する方法になるため、運用上の幅を持たせるといった意味でもこのままの表記方法に留めるとしたいがいかがかと。

(一同)

異議なし。

【結果】

- ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例

【説明】

(担当課3：菊島障害福祉課長)

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例について、条例の概要を基に説明する。

本条例の制定理由については、和光市の特別支援学校の卒業生などが利用するために本施設を設置し管理するために必要な事項を定めるものである。

設置については、内間木のあさか福祉作業所があった場所に設置する。

業務については、障害者支援法に基づく、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型及び特定相談支援、また、児童福祉法に基づく障害児相談支援を行うものである。

指定管理者による管理については、施設の維持管理等の運営を指定管理者制度により行うものである。

休所日については、現行の総合福祉センターの施設と同様に、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までとする。これ以外に臨時に休所日を定めることができる。

利用時間については、就労移行支援及び就労継続支援B型については、午前9時30分から午後4時までとし、相談事業については、午前9時から午後5時までとしている。

定員については、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の3事業を併せて、最大定員を100人としている。相談事業については定員を定めるものではない。

利用することができる者の範囲については、総合支援法上の支給決定を受けたもの、申請を受けて決定以前のものも特例として受けることができる。また、市内に住所を有する者としている。

相談事業についても、市内に住所を有する者で、各法律に定めた利用の対象者とする。

利用の申請等、許可の取り消し、利用料の収受、利用料の減免及び徴収猶予、還付については、決定を指定管理者の権限にするとの内容になっている。

損害賠償については、利用者が故意又は過失により施設を損傷したときは損害賠償を求める旨を規定している。

規則に委任する事項も定めており、規則も本日の添付資料としている。なお、規則については、現在、文書法規係による審査中であるため、確定稿でないことについてご了承ください。

施行期日を平成28年4月1日としているが、運営上、5月1日になる可能性もあり、現在調整中である。調整ができ次第、速やかに報告する。

説明は以上である。

【意見等】

(佐藤水道部長)

定員が100人となっており、内訳が、生活介護が20人、就労移行支援が20人、就労継続支援B型が60人とあるが、現在、旧四小学校で行っている福祉作業所が移っていると思うが、現在の人数配分はどのようになっているのか。

(担当課3：赤澤障害福祉係長)

現在の定員は、生活介護が6人、就労継続支援B型が34人で合計40人となっている。

(佐藤水道部長)

現在の定員よりも新しい施設の定員はかなり多く設定されているが、こんなにも利用が見込まれるのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

毎年特別支援学校を卒業される方が10数人おり、そのうち、一般就労に進む方、他市の施設に進まれる方などを差し引くと毎年7、8の方が利用されることが見込まれ、向こう10年の入所者数等を見込み定員を100人としている。

(佐藤水道部長)

それぞれのサービスことに部屋が違い、各事業の定員を超えることはできないのか。

また、現在の福祉作業所は社会福祉協議会が単独で実施しているが、今度は指定管理者にする理由はなぜか。

(担当課3：赤澤障害福祉係長)

部屋の規模を基に定員を設定している。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

そのまま社会福祉協議会に位置づけるとの選択肢もあったが、丸沼倉庫から新たな施設を建設していただけたとの話があり、せっかくなら、大きな施設にするとのことから、三者で検討した際に、社会福祉協議会は既に多くの事業を持っているので、本施設を単独で管理するのは難しいと判断し、あくまで市の施設として位置づけ、運営は社会福祉協議会にお願いをするという方向で、三者で合意をした。費用については、障害福祉サービス報酬で足りないものについては、市で指定管理料として補填し、家賃についても市が負担し、市が責任を負う施設として位置づける。

(佐藤水道部長)

当初は現在の福祉作業所と利用者数が変わらないので、福祉作業所の指定管理料と同じぐらいか。

新しい施設になることで、社会福祉協議会が新たに職員を採用するのか。

(担当課3：赤澤障害福祉係長)

エレベーターや自動ドアの管理料など、施設規模が違うので増加すると想定している。

職員採用については、就労移行支援という新しい事業を実施するため、法律上新しく職員が必要になるため、現在より3人ほど増員する。

(木村議会事務局長)

条例の第8条の見出しが「利用の申請等」となっているが、条文を見ると、指定管理者の許可を受けなければならないとあり、申請に関連する要素がないので、見出しを変更すべきではないか。

(三田福祉部長)

総合福祉センターでは「許可等」となっているため、文書法規担当と再度調整する。

(澤田都市建設部長)

開所日に応じて施行日を変更するとの話があったが、そこまで厳密に施行日を設定しなくてはいけないのか。また、3月中に開所準備をする際に、指定管理者が準備をすることになるが、条例が制定していない状況で指定管理予定者が市の施設で準備を行って問題ないのか。場合によっては施行日を早める必要があるのではないか。

万が一の話だが、指定管理者による不祥事等が発生し、運営ができないような事態が起きた場合は、この施設は、しばらく利用できなくなるとの考えでよいのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

施行期日については、あくまで利用に関するものである。

指定管理者については、3月より前に考えられる議会で議決していただきたい。

(神田市長公室長)

条例の施行日と開所日は必ずしも一致していないのではないかと。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

再度確認する。

(神田市長公室長)

今回、利用料金制を採用しているが、本市の利用料金制はわくわくど一むと朝光苑だが、今回の施設を利用料金制にした理由とメリットを伺いたい。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

朝光苑と同様に、国民健康保険団体連合会から9割相当分の利用料を受け、1割分を利用料と位置づけて利用者本人から徴収し、不足分については指定管理料として市が支払う指定管理となる。

収入に応じたサービスを行ってもらい、指定管理者の方で収支を完結させてもらい、通常の民間施設のように位置づけたい、その方が事務上も効率的であるという考えからである。

(神田市長公室長)

国保連、利用料、指定管理料の3つを持って管理運営を行うものであって、意欲をかき立て、利用者へのサービスが向上するという理由ではないのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

障害福祉サービス報酬は国で定めたものであり、増額減額を行うことはできないが、指定管理者が報酬体系等を鑑み、指定管理者の範囲内でサービスを工夫して提供できるというメリットがある。

(佐藤水道部長)

利用料を支払わない方がいた場合、どのような対応になるのか。社会福祉協議会が持つのか、市が補填するのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

社会福祉協議会が滞納整理等を行う。

(三田福祉部長)

支払い能力がない方は減免制度もある。

(藪塚健康づくり部長)

障害者ふれあいセンターという名称はどのようにして決定したのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

公募等は行わず、担当課で決定した。

一概には言えないが障害のある人は引きこもりがちなので、地域の方たちとふれあっていたらいいという想いを込めて決定した。

(田中会計管理者)

第3条の見出しが「指定管理者による管理」となっているが、内容は業務になっているが、見出しと適さないのではないか。

(三田福祉部長)

文書法規と再度調整する。

(澤田都市建設部長)

第12条と第13条に「特別な理由があると認めるとき」とあるが、特別な理由とはどのようなものを想定しているのか。

また、第13条は「還付することができる」とあるがどのような場合に還付が発生するのか。

(担当課3：菊島障害福祉課長)

法制度上、非課税者の利用料は無料となっているが、急遽年度途中で所得の増加があり、課税対象となったとしても当該年度に限って免除することが想定される。

(三田福祉部長)

還付についてだが、利用料は所得に応じて決定するが、当初1割の支払いを求めていたが、年度途中で所得の更正が発生して非課税になった場合に、当初支払ってもらった額を還付するなどが想定される。

【結果】

- ・一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】